

## “バドミントンアスリート奥原希望後援会”規約

### 第1条（名称）

本会は、「バドミントンアスリート奥原希望後援会」（以下本会という）と称する。

### 第2条（所在地）

この団体事務局を次の所在地に置く。

〒331-0812 埼玉県さいたま市北区宮原町3-276

### 第3条（目的）

本会は、奥原希望（以下本人という）が2016年リオ・オリンピック及び2020年東京オリンピックにバドミントン日本代表として出場できるように応援・支援し、大会での活躍を祈念するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

### 第4条（活動）

本会は、前条の目的を達成する為に次の活動を行う。

- 1、本人の選手活動に対する物心両面にわたる支援。
- 2、本人の選手活動の広報・宣伝活動。
- 3、本人の選手活動を支援する為の寄付金及び会費の募集活動。
- 4、会員相互の親睦を図る活動。
- 5、その他本会の目的を達成する為に必要な活動。

### 第5条（会員）

本会の会員は、会の目的に賛同する個人、法人及び団体をもって構成する。

### 第6条（入会及び脱会）

- 1、会員になろうとする者は、所定の申込手続きと会費を納入することで会員になることができる。
- 2、会費は年会費とし後援会会計年度として月割はしない。
- 3、年会費は個人3,000円とし法人及び団体は20,000円とする。
- 4、会員は、本人の申し出により脱会することができる。
- 5、会費の納入期日は当該年度の3月末日とする。
- 6、会員資格の継続は、支払期日内に年会費を納めることにより年度会員継続とめられ、翌年も同じ方法をとる。
- 7、会員はホームページ上に氏名を掲載するが、匿名でも可とする。

- 8、会員が本規定に違反し、または本会の名誉を棄損する行為をした場合は、役員会の決議により除名されることがある。
- 9、納入された会費はいかなる場合においても返還は行わない。
- 10、個人、法人及び団体において入会審査を必要とする場合は、役員会の決議を持って決定とする。

#### 第7条（寄付）

- 1、本会は会費とは別に寄付金を随時受け付けるものとする。
- 2、寄付金は本会の目的と活動に賛同する個人、法人及び団体から受け取る。
- 3、寄付金は個人一口1,000円、法人及び団体一口5,000円とし上限を設ける。寄付の上限（年一回）を個人、団体とも10口までとする。
- 4、寄付人はホームページ上に氏名を掲載するが、匿名でも良とする。
- 5、納入された寄付金は如何なる場合においても返還は行わない。
- 6、第7条3、の上限を超える寄付の依頼に関しては、役員会にて協議、検討し、契約締結で実行できるものとする。

#### 第8条（遵守事項）

会員、寄付人及び役員（以下支援者）は以下の内容に同意しこれを遵守する。

- 1、支援者は、指導方針、指導方法、練習方法、および試合の結果に対し、本人・家族並びにコーチングスタッフに対する干渉をしない。
- 2、支援者は、本人を暖かく見守り励ます。
- 3、支援者は、本人や家族に対して見返りを求めない。

#### 第9条（活動経費）

- 1、本会の活動経費は会費と寄付金で賄う。
- 2、目的達成の為、3人以上の役員会の同意があれば活動目的のみに使用できる。

#### 第10条（会計）

- 1、本会の事業年度、会計年度は4月1日から始まり3月31日に終わる。
- 2、本会の収支報告は会計年度終了後60日以内にホームページ上で公開する。
- 3、本会の活動経費は会費と寄付金で賄う。

#### 第11条（期間と解散）

- 1、本会は2021年3月31日をもって解散する。
- 2、本人の申し出により、選手としてオリンピックを目指すことを断念した場合は、当該年度末をもって解散をする。

- 3、本人が社会的信頼を失墜する行為を行ったと認められた時は、当該年度末をもって解散をする。
- 4、本会の継続を望む場合は、役員会の3分の2以上の賛成で継続できるものとする。

#### 第12条（役員）

- 1、本会に次の役員を置く。

会長：1名	副会長：若干名	事務局長：1名	理事：10名以内
会計：1名	会計監査：1名	事務局：若干名	
- 2、役員は無報酬とする。
- 3、役員任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4、理事の選任は役員会において決定し、理事は理事会を構成する。
- 5、発足時の役員任期は2018年3月31日までとする。
- 6、上記役員とは別に、顧問を若干名置く。

#### 第13条（会議）

- 1、総会は役員をもって構成し、通常総会及び臨時総会とする。通常総会は会計年度初めに開催する。
- 2、通常総会は会長が招集する。
- 3、役員会（別紙名簿）は円滑に活動できるように運営を行う。
- 4、臨時総会は役員会が必要と認めたときに、会長が招集する。
- 5、本規約の施行にあたり細部規定が必要な場合は、別に細則を定めることができる。

#### 第14条（変更）

本規定に変更があった場合は、速やかにホームページ上で告知するものとする。

#### 第15条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会の出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

#### 第16条（特例）

本規約に定めるもののほか、緊急、必要事項については、理事会で決定し、事務局長の指示の元、臨機の処置ができる。

#### 第17条（設立年月日）

本会の設立年月日は、平成28年3月6日とする。

（附則）

本規約は平成28年3月6日より施行する。

“バドミントンアスリート奥原希望後援会役員名簿”

2016年4月1日

会 長	河本 弘	元大宮東高校・校長
副会長	鈴木 弘	埼玉県議会議員
副会長	平林良治	長野県バドミントン協会会長
事務局長	大高史夫	元大宮東高校バドミントン部顧問
事務局	奥原圭永	奥原希望選手の父
事務局	真柄 浩	医療法人社団 同仁会 一里山・今井病院 広報室
理 事	倉科儀男	長野県バドミントン協会副会長
理 事	赤壁宏志	クリオ販売(株)取締役社長
理 事	兵頭秀一	(株)ちかなり代表取締役社長
理 事	北山光男	(株)プロガム代表取締役
理 事	山崎広一	AC長野パルセイロ・バドミントンクラブ監督 (旧信陽食品クラブ)
理 事	千明哲治	エメラルドオーシャン・トレーディング(株)代表取締役社長
理 事	松田 玄	(株)松田輝雄事務所取締役社長
理 事	秋本悦子	元大宮東高校バドミントン部顧問
理 事	栄永英幸	Passion 代表取締役社長
会 計	奥原秀子	奥原希望選手の母
会計監査	鳶村文枝	児童指導員